

「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」事業における 指定金融機関としての採択について



京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）は、経済産業省が実施する「令和 4 年度省エネルギー設備投資に係る利子補給金」事業の指定金融機関として指定されましたので、お知らせいたします。

本事業は、省エネルギー設備の新設・増設などに対するご融資について、お利息の一部を補給するものです。

当金庫は、今後も地域社会の一員として、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

記

【事業概要】

事業名	省エネルギー設備投資に係る利子補給金
対象要件	以下のいずれかの事業に係るご融資が対象となります。 ①エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業 ②省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が 1%以上改善される事業 ③データセンターのクラウドサービス活用やEMS の導入等による省エネルギー取組に関する事業
ご融資金額	利子補給対象事業の 1 事業あたりの融資上限額は 100 億円
利子補給率	最大 1.0%
利子補給期間	最長 10 年間
所管省庁	経済産業省
補助事業者	一般社団法人環境共創イニシアチブ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給は毎年の予算措置が前提となります。予算措置の減額、停止等により、利子補給が減額、停止される場合があります。 ・ご利用に関しては当金庫所定の審査があり、審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。

以上